

明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年4月

第1 業務の名称

明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託

第2 業務目的

本委託業務は、明和町立明和北小学校（以下「明和北小学校」という。）へスクールバスにより通学する児童のためのスクールバスの安全かつ効率的・効果的な運行を目的として、明和町（以下「本町」という。）が所有する自家用自動車によりスクールバスの無償運行を行うものとする（以下「本業務」という。）。

については、本業務が適切に進捗するよう、最も適格である受託者を公平かつ適正に選定するために、公募型プロポーザルを実施する。

第3 業務概要

（1）本業務の概要

本町が所有する自家用自動車によりスクールバスの無償運行を行うものとする。また、学校の校外学習等にも活用し、児童の教育効果を高めることも目的とする。

（2）本業務の履行期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。

ただし、本業務の運行開始は、明和北小学校の開校予定年度である令和8年4月1日とし、それまでの期間は本業務の準備期間のため、本町から受託者への委託金額の支払いは発生しないものとする。

なお、本業務の詳細は「明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託仕様書」のとおりとする。

第4 提案上限額

本業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに再度、見積を徴収し契約を締結する。

委託金額の上限 185,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、上記の上限額は、本募集要項「第3 業務概要（2）本業務の履行期間」に定める期間中の委託費全額に対するものとする。

第5 参加資格

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている企

業であること。

- ア 本業務の公告日時点において明和町競争入札参加資格者名簿（業務委託「運送・運搬」）に登録があること。
- イ 三重県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、緊密な連絡調整が可能であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- エ 明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第3号）及び明和町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第93号）に基づく指名停止措置を受けていない者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- カ スクールバスの運転者は、道路交通法（昭和35年6月法律第105号）に規定する大型自動車第一種免許を受けており、かつその効力が停止されていない者、又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項に規定する要件を満たす者とする。

第6 受託者の選定方法

- (1) 参加申込者のうち参加資格要件を満たした者から提出された業務提案書等に対する書類審査を行い、本募集要項「第10 業務提案書等の提出」に定める記載事項を満たす業務提案書等の提出者を対象に、明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。審査は、本募集要項「第11 提案内容の審査」に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて行う。そして、審査による評価得点が基準点（満点の6割以上）を満たし、最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合は、評価基準の「①運行管理体制」が高い者を選定する。「①運行管理体制」が同点の場合、「②安全管理体制」の評価が高い者を選定する。また、「②安全管理体制」も同点の場合は、「③緊急時の対応」の評価が高い者を選定する。さらに、「③緊急時の対応」も同点の場合は、「④車両維持管理体制」の評価が高い者を選定し、「④車両維持管理体制」も同点の場合は、「⑤本町や学校への対応」の評価が高い者を選定する。「⑤本町や学校への対応」も同点の場合は、「⑥準備体制」の評価が高い者を選定し、それも同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、参加者が1者のみの場合は、評価得点が基準点以上であれば、その者を優先交渉権者として選定

する。

- (2) 優先交渉権者は、発注者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には業務委託契約の締結を行う。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第7 実施スケジュール

項 目	期日・期間等
プロポーザルの実施の公告	令和7年4月11日（金）
参加申込書類の受付	公告から令和7年4月25日（金） 午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和7年5月9日（金） 予定
募集要項、業務提案書作成等に関する 質問の受付	公告から令和7年5月16日（金） 午後5時まで
質問に対する回答	令和7年5月23日（金） 予定
業務提案書等の受付	参加資格確認結果通知到達から 令和7年6月6日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング の実施	令和7年7月1日（火）
審査結果通知	令和7年7月9日（水） 予定

第8 参加申込書類の提出

(1) 参加申込書類の受付

- ①受付期間 公告から令和7年4月25日（金）午後5時まで
（土、日曜及び祝日を除く）
- ②提出方法 窓口への持参または郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類 下記書類を、正本として1部提出すること。なお、添付書類を含め提出書類の体裁はA4サイズ、ホッチキス止めを行わずクリップ等により留めるものとする。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）
 - ウ 同種・類似業務実績調書（様式第7号）※5件まで

(2) 参加資格確認結果通知

参加申込者から提出された参加申込書類を本募集要項「第5 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第4号）にて参加申込書類提出者全員に電子メールにて通知する。なお、令和7年5月12(月)午前10時を過ぎてもメール到達の確認がとれない場合、参加申込書類の提出先へ令和7年5月12日(月)午後5時までに電話にて問い合わせること。

第9 質問書の提出

(1) 募集要項、業務提案書作成等に関する質問の受付

- ①受付期間 公告から令和7年5月16日(金)午後5時まで
- ②提出方法 質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は、「明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託 質問書送付」と記載すること。なお、メール到達確認を、電話にて行うこと。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係

(2) 募集要項、業務提案書作成等に関する質問の回答

- ①回答日 令和7年5月23日(金) 予定
- ②回答方法 質問に対する回答は、参加申込者全員に対し電子メールにて回答する。

第10 業務提案書等の提出

(1) 業務提案書等の受付

- ①受付期間及び時間
参加資格確認結果通知到達から令和7年6月6日(金)午後5時まで
- ②提出方法
窓口への持参または郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先
本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類

下記書類を、A4判縦長左綴じファイルとして作成し、正本として1部、副本として13部をフラットファイルに綴じて提出すること。なお、下記書類毎にインデックスを貼付し、用紙については全てA4サイズとする。ただし、図面等についてはA3サイズも可能とするがA4サイズに折ること。また文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。また、

電子データとしてCD-Rに保存したもの一式を、あわせて提出すること。

ア 業務提案書提出書及び誓約書（様式第6号）※表紙

イ 業務提案書

「明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託仕様書」に示された業務内容を達成するための提案を、本募集要項「第11 提案内容の審査」に定める評価基準における各評価項目①～⑦に沿うように記載すること。

なお、任意様式とするが、A4縦置き横書き左綴じとする。ページ数は全章含めて5ページ（A4換算）以内とし（表紙や目次、図面等はページ数に含まない）、表紙や目次を除き、下段余白中央にページ番号を付けること。

ウ 運行開始まで（準備期間）のスケジュール（A3任意書式）※1枚まで

エ 会社概要書（様式第2号）

オ 同種・類似業務実績調書（様式第7号）※5件まで

カ 参考見積書（様式第8号）

任意様式とするが、積算内訳を明示し（消費税及び地方消費税抜き、千円単位）、見積金額は、本業務に関する費用全てを含み、また消費税及び地方消費税を含む金額とする。また、令和8年度以降の年度毎の費用も算出し示すこと。

※上記以外の添付書類は不可とする。

第11 提案内容の審査

1 提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日時 令和7年7月1日（火）

②実施場所 明和町役場及びその周辺の公共施設を予定（詳細は別途通知します。）

③参加者から業務提案書が提出された順番で、参加者ごとにプレゼンテーションをするものとし、参加者に実施時間の詳細を通知するものとする。

④参加者は、プレゼンテーションを20分以内で実施し、その後、選定委員による当該参加者へのヒアリングを20分以内で実施するものとする。

⑤参加者は、スクリーンに投影した上でプレゼンテーションを実施するものとする。なお、使用する電子機器は参加者で準備するものとするが、スクリーンのみ本町が準備する。

⑥プレゼンテーション実施の際に、参加者は、令和7年6月6日（金）ま

で提出した業務提案書等及びそこに記載した内容を提示するのみとし、新たな内容の提示はできないものとする。

⑦プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している3名までとする。

2 審査結果

審査結果は、当該事業者全員に電子メール及び書面通知（様式第9号）にて連絡する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

3 評価基準

評価項目	配点	評価の視点
①運行管理体制	20点	・本業務を円滑かつ確実に実施するための体制、人員、連絡手段、教育環境等
②安全管理体制	20点	・車両事故や乗降時の事故、降ろし忘れ等の防止策や取り組み内容 ・本町及び乗客並びに第三者に被害を与えた場合の対応や補償
③緊急時の対応	20点	・事故や自然災害等の発生時の対応方法 ・使用車両が故障等により使用不可となった際の対応方法
④車両維持管理体制	10点	・本町所有の車両点検等の維持管理内容
⑤本町や学校への対応	10点	・本町や学校からの依頼に対する対応の柔軟性
⑥準備体制	10点	・令和8年4月からの運行に向けた、令和7年度中に行う準備業務（試験運転含む）とそのスケジュールの妥当性
⑦業務実績	5点	・同種・類似業務の実績有無
⑧提案見積金額	5点	配点×（「全参加申込者の参考見積書の金額のうち最低価格」÷「参考見積書の金額」） ※少数点2位以下は切り捨て
合 計	100点	

※同種・類似業務（令和4年度以降に受注した業務）

本業務の公告日時点において、令和4年度以降に受注した以下に示す同種業務又は類似業務（再委託による業務は除く。）のこと。

○同種業務：国又は地方公共団体等*が発注する、スクールバス運行業務

○類似業務：国又は地方公共団体等*が発注する、コミュニティバスやデマン

ド型交通運行業務といった、バス運行業務（スクールバスを除く）。

※国又は地方公共団体等

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項」に定める国、特殊法人等又は地方公共団体、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条」に定める公的医療機関、「国立大学法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項」に定める国立大学法人及び「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項」に定める公立大学法人

第 1 2 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参考見積書の見積金額が本募集要項「第 4 提案上限額」に定める上限金額を超える場合
- (2) 参加申込者が本募集要項「第 5 参加資格」に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 参加申込者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (4) 一の参加申込者が複数の提案を行った場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 著しく信義に反する行為があった場合

第 1 3 応募に関する留意事項、その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (3) 参加申込者から本募集要項に基づき一度提出された書類は、差替え等できないものとし、またその理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (4) 本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (5) 明和町個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）、明和町会計規則（昭和 49 年規則第 8 号）をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

(6) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式第3号)」を持参又は郵送にて提出すること。

(7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

第14 事務局

本プロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

明和町役場 小学校区編制推進室 編制推進係

電話：0596-63-5460

FAX：0596-52-7133

メール：kouku@town.mie-meiwa.lg.jp